

定額減税の確認のしかた（給与特別徴収）

- (1) 扶養親族の人数：特別徴収税額決定通知書（以下「決定通知書」という）の中央の扶養親族該当区分「控配」「老配」「特定」「老人」「16歳未満」「その他」の合計（国外居住の扶養親族は、定額減税の対象にはなりません）
  - (2) 定額減税の対象人数：扶養親族の人数 + 本人。
  - (3) 定額減税の額：決定通知書の左側の『(摘要)』の欄に記載のある定額減税額「市」と「県」の合計額。定額減税で引ききれない額がある場合は、定額減税控除外額の記載があり、給付金（調整給付）の支給対象者となる見込みです。
  - (4) 『(摘要)』欄の令和6年度の表記：定額減税の事項を記載するため、令和5年度まで該当がある場合に記載していた、住宅借入金等特別税額控除と充当額については記載していません。控除額は、市民税と県民税の「税額控除額」に含んでいます。
- (注釈)調整給付（定額減税補足給付金）の詳細（給付方法、支給時期等）は、決定次第、生活支援課のページで公開します。

令和6年度給与所得等に係る市・県民税・森林環境税  
特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の該当箇所

所得控除		総所得金額①	
雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

定額減税額 市 24,000円, 県 16,000円  
定額減税控除外額 X,XXX円

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
	0	11,500	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

扶養親族の方の状態等を示すため、  
扶養親族の人数には加算されません

総所得③		扶養親族該当区分		本人該当区分		雑損	
控配		老人	16歳未満	その他	特定	老配	16歳未満
1		1	1	1	1		

上の例の場合、扶養親族は3人となります（配偶者1人+老人1人+16歳未満扶養親族1人）  
定額減税可能額は1万円×（本人1人+扶養親族3人）=4万円となり、市民税分と県民税分の合計額になります

市		県	
税額控除額⑤	25,500	税額控除額⑤	17,000
所得割額⑥		所得割額⑥	
均等割額⑦		均等割額⑦	
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤		税額控除額⑤	
所得割額⑥		所得割額⑥	
均等割額⑦		均等割額⑦	
森林環境税額⑧		森林環境税額⑧	
特別徴収税額⑨		特別徴収税額⑨	
控除不足額⑩		控除不足額⑩	
既充当額⑪		既充当額⑪	
既納付額⑫		既納付額⑫	
差引納付額⑬(⑩-⑪)		差引納付額⑬(⑩-⑪)	
変更前税額⑬		変更前税額⑬	
増減額(⑩-⑬)		増減額(⑩-⑬)	
変更月		変更月	

定額減税額は、市民税・県民税の「税額控除額」に含んでいます。  
「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。